平成２２年（フ）第２７１３号
札幌市清田区清田３条２丁目10番８号
債務者　白取　和祥
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７９９号
札幌市豊平区中の島２条１丁目２番１―321号
債務者　野津　敏裕
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８７１号
札幌市豊平区西岡３条２丁目６番７―406号
債務者　今野　美保
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８７４号
札幌市北区屯田２条５丁目４番43―106号
債務者　石田　新一
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８８４号
札幌市手稲区新発寒６条５丁目９番７号、住民票上の住所札幌市東区伏古２条５丁目３番５号　北東ハウス１階左
債務者　川内谷　豊
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８９９号
札幌市南区石山３条７丁目７番１号
債務者　横野　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９２９号
札幌市清田区北野２条３丁目３番７号　第２由利ハイツ203号
債務者　早坂　健二
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９６７号
札幌市中央区南14条西６丁目６番３号　高松パレスＢ棟402号
債務者　林　　昭吉
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０２９号
札幌市西区西野６条７丁目３番38号　真栄コーポ１号
債務者　森　宗次郎
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０４９号
札幌市東区北20条東８丁目４番１号　アベニューレジデンス
債務者　岩脇　壽一
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０６２号
札幌市北区新琴似７条13丁目４番23―202号
債務者　佐藤恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０８１号
札幌市豊平区平岸４条７丁目６番15号　アルファヒル平岸205号
債務者　佐々木和隆
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１１６号
札幌市白石区東札幌２条２丁目１番11―305号
債務者　加藤　康雄
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３号
宮城県登米市登米町小島西針田30番地２
債務者　佐々木愛実
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第３４３号
群馬県佐波郡玉村町大字樋越1612番地
債務者　山口眞佐留
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５００号
群馬県前橋市下長磯町72番地１
債務者　松村　和之
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５０３号
群馬県前橋市石倉町３丁目13番地３　前橋マンション802号
債務者　高吉　　匠
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所